

- 1 . 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。
- 2 . 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

| | |
|-------------------|------------|
| 義務教育費国庫負担金（暫定） | 8,500 億円程度 |
| （平成 17 年度分（暫定） | 4,250 億円） |
| 国民健康保険 | 7,000 億円程度 |
| 文教（義務教育費国庫負担金を除く） | 170 億円程度 |
| 社会保障（国民健康保険を除く） | 850 億円程度 |
| 農水省 | 250 億円程度 |
| 経産省 | 100 億円程度 |
| 公営住宅家賃収入補助 | 640 億円程度 |
| 総務省、環境省 | 90 億円程度 |
| 平成 16 年度分 | 6,560 億円程度 |

| | |
|----------|-------------|
| 税源移譲額 合計 | 24,160 億円程度 |
|----------|-------------|

- 3 . 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
 - (1) 生活保護 児童扶養手当に関する負担金の改革
 - (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
 - (3) その他
- (注)

生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。

公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。